

消費税の

令和3年10月1日

インボイス制度 登録申請受付開始!!

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。

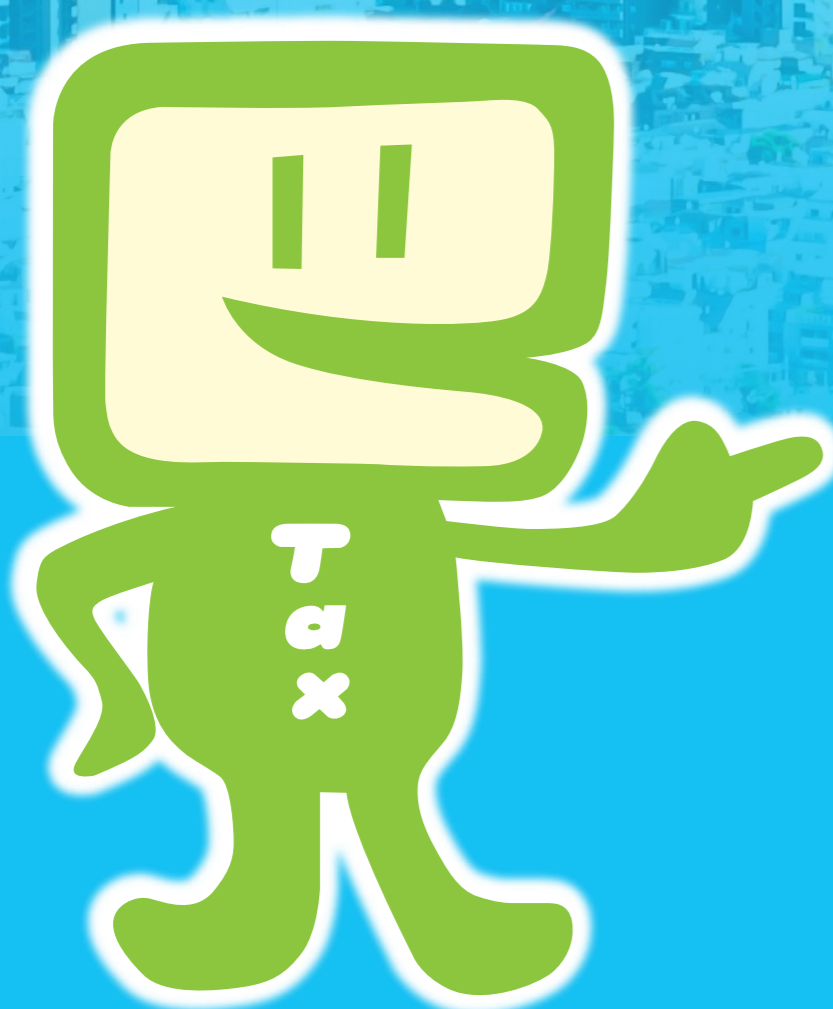
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

登録申請手続は、

e-Tax

イータックス

をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領
が可能



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)
の「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。



インボイス制度に関する一般的なご相談は、
軽減・インボイスコールセンターで受け付けて
おります。

【専用ダイヤル】 0120 - 205 - 553 (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)